

## 14 防衛省 特区第14次 再検討要請回答

管理コード	140010	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	養蜂、蜂蜜採取、と児童への食育情操育成のため、 自衛隊施設の一部土地の使用	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1082010
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	防衛省
該当法令等	国有財産法第18条
制度の現状	<p>国有財産法第18条第1項の規定に基づき、行政財産は、貸し付け等又は私権を設定することができない。ただし、同法第18条第2項又は第6項の規定に基づき、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け等又は使用許可することができる。</p>

求める措置の具体的内容	<p>国有財産である自衛隊駐屯地において、養蜂場整備のため、敷地の一部を開放する</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>東京都練馬区・埼玉県朝霞市自衛隊の広大な駐屯地周縁地は草花木樹、四季に富む養蜂蜜源の宝庫である。しかしながら昨今、市街化人口密度は著しく、養蜂は市民感覚では刺されて危険との認識大である。蜂種は日本蜜蜂、西洋蜜蜂で、特に日本蜜蜂は性質温厚素直、故に性格は養蜂主、その人に似るとも言われます。そこで、自衛隊駐屯地の未使用部分の一部を開放し「食の安全と国産・純粋蜂蜜の生産増促進の行動計画」として、養蜂場の整備を行いたいと考えています。</p>

## ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	D	措置の内容	—
<p>国としては、自衛隊施設の土地について、国有財産法第18条第2項又は第6項の規定に基づき、当該土地の用途又は目的を妨げない限度において国以外の者に貸し付け等又は使用許可が可能。</p> <p>なお、東京都練馬区・埼玉県朝霞市に所在する陸上自衛隊の駐屯地は、各種作戦を遂行する基盤であり、平素は隊員の生活、勤務及び訓練等の場であるとともに国民保護や防災等における地域との連絡・調整窓口である。また、各種事態発生時における増援部隊等のための土地については、平時においては部隊及び隊員の能力向上のための訓練場や装備車両の駐車場として有効に活用しているところである。したがって、当該駐屯地の土地は、すべて当省の所掌事務の遂行に関し現に使用されており、未使用部分はないところである。</p>				

## ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				
提案主体からの意見				
<p>貴省へ私のテーマ具申は「養蜂」始動への足がかりを勝手に描いたものではなく、次代へ歩む少年の情操学習課外活動の「動機付け」が目的であり、その助走への「力添え」を貴省塔屋上、または草木地一隅の提供を求めたのである。</p> <p>具体的には朝霞駐屯地内広報活動事業施設辺、また膝折町地区の神社に接する傾斜草木空地など、児童への動機付け活動に占める面積は畳3枚程である。順次活動の展望を予測しつつ同時に一般市民に向け「蜜採集場所」の提供協力を求めるのである。この活動は少年らの情操実習学習として相乗と波及効果は貴省の広報活動と相為して国防の「防人」への敬愛と尊厳、そして市民の微笑みとして世を親しく潤すものであろう。</p>				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	D	「措置の内容」の見直し	—
<p>国としては、自衛隊施設の土地等の国有財産について、国有財産法第18条第2項又は第6項の規定に基づき、当該国有財産の用途又は目的を妨げない限度において国以外の者に貸し付け等又は使用許可が可能。</p> <p>しかしながら、提案の養蜂は、その一隅の使用であっても自衛隊の任務の遂行や自衛隊施設の管理等に支障が生じるおそれがあると考えられる。また、養蜂に土地等を提供することは広報活動に当たらず、むしろ、仮に養蜂場に場所を提供した場合、提案理由で述べられているとおり「蜂に刺される危険」があると認識され、駐屯地周辺住民の自衛隊に対する反発を招くおそれが高いと考えられる。</p> <p>いずれにしても、朝霞駐屯地及びその周辺の朝霞訓練場の土地等の国有財産に係る具体的なことについては、当該国有財産の維持及び保存を行っている陸上自衛隊朝霞駐屯地又は同国有財産の管理を行っている北関東防衛局に相談されたい。</p>				